

戦略的芸術文化創造推進事業委託実施要項

平成26年4月1日
文化庁次長決定
令和元年12月16日改定

1. 目的

本事業は、国が我が国における芸術文化の振興における課題を示し、それを解決するための取組を公募、実施することにより、我が国の芸術水準の向上と鑑賞機会の充実に資することを目的とする。

2. 委託業務の内容

文化庁は、事業の実施に必要な以下の業務の全部又は一部を委託することができる。

(1) 運営業務

- ①芸術団体等からの企画提案受付に関する業務
- ②企画提案を審査するための委員会に関する業務
- ③事業実施後の報告書のとりまとめ、提出に関する業務
- ④芸術団体等との連絡調整に関する業務
- ⑤芸術団体等から提出される計画書、収支報告書等の確認に関する業務
- ⑥芸術団体等への支払いに関する業務
- ⑦その他上記の業務の執行に必要な事務

(2) 公演等実施業務

- ①公演、調査研究等の企画・立案業務
- ②公演、調査研究等の実施・運営業務
- ③その他公演、調査研究等の実施に必要な業務
- ④上記に関連する広報業務

3. 業務の委託先

委託先は、地方公共団体又は文化芸術に関して相当の知識を有し、芸術団体等へ事業に必要な情報提供や連絡調整を円滑に行うことができ、下記(1)から(4)の要件を全て満たす法人又は団体(以下「団体等」という。)とする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
- (2) 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- (3) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- (4) 団体等の活動の本拠としての事務所を有すること

4. 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から業務が完了した日又は委託を受けた日の属する年度の最終日のいずれか早い日までとする。

5. 委託手続

- (1) 委託を受けようとする団体等は、別に定めるところによる業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、団体等から提出された業務計画等の内容を検討し、適切であると認めた場合、団体等に対し業務を委託する。

6. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費(賃金、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、保険料、消費税相当額、再委託費、一般管理費)を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、団体等が委託契約書の定め違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 業務完了の報告

戦略的芸術文化創造推進事業実施要項第10条に定める委託業務完了（又は廃止）報告書は、業務が完了した日から30日を経過した日、又は当該事業年度末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

8. その他

- (1) 文化庁は、団体等における業務の実施が事業趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる
- (4) 実施団体は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。